

公立大学法人埼玉県立大学職員の特殊勤務手当に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 4 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成 22 年規則第 27 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、特殊勤務手当の種類、額、支給を受ける者の範囲及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 試験等業務手当
- 二 放射線取扱手当

(試験等業務手当)

第 3 条 試験等業務手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 人体に有害なガスの発生を伴う業務
- 二 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務
- 三 病理細菌を取り扱う業務
- 四 放射性同位元素を使用して行う試験研究業務
- 五 発がん性物質を使用して行うがんに関する試験研究業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 300 円とする。

(放射線取扱手当)

第 4 条 放射線取扱手当は、職員が放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視の作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき 320 円とする。

3 第 1 項の作業で別に定めるものに従事する職員に支給する放射線取扱手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 160 円を加算した額とする。

(併給禁止)

第 5 条 放射線取扱手当の支給される日については、試験等業務手当は支給しない。

(支給方法)

第 6 条 特殊勤務手当の支給方法は、別に定める。

(その他)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

(東日本大震災に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例)

2 職員が、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するため、次の業務に従事したときは、第 2 条の規定にかかわらず、東日本大震災対処業務手当を支給するものとする。

- 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う業務

- 二 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定により原子力災害対策本部長が地方公共団体の長に対して行った指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う業務（前号に掲げるものを除く。）
- 三 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域において行う業務（前2号に掲げるものを除く。）
- 四 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域に設定することとされた区域において行う業務（第1号から前号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
- 五 本部長指示により、居住者等が避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う業務（第1号から前号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

（支給額）

- 3 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、次の各号に掲げる業務のうち2以上の業務に従事した場合においては、当該2以上の業務に係る手当の額が最も高いもの以外の手当は支給しないものとする。

- 一 前項第1号の業務 13, 300円
- 二 前項第2号の業務のうち屋外において行うもの 6, 600円
- 三 前項第2号の業務のうち屋内において行うもの 1, 330円
- 四 前項第3号の業務のうち屋外において行うもの 3, 300円
- 五 前項第3号の業務のうち屋内において行うもの 660円
- 六 前項第4号の業務のうち屋外において行うもの 6, 600円
- 七 前項第4号の業務のうち屋内において行うもの 1, 330円
- 八 前項第5号の業務のうち屋外において行うもの 5, 000円
- 九 前項第5号の業務のうち屋内において行うもの 1, 000円

（手当額の特例）

- 4 前項第6号または第8号の業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合における当該業務に係る東日本大震災対処業務手当の額は、同項の規定により受けるべき額の100分の60に相当する額とする。この場合、業務に従事した時間には、前項ただし書きの規定により支給されないこととなる手当に係る業務に従事した時間を含むものとする。

一部改正〔平成25年4月1日〕

附 則

（施行期日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。